

水戸市と一般社団法人日本自動車連盟茨城支部との包括連携協力
に関する協定書

水戸市（以下「市」という。）と一般社団法人日本自動車連盟茨城支部（以下「J A F 茨城支部」という。）とは、次の条項により協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市と J A F 茨城支部との連携及び協力により、それぞれの人的・物的資源を活用し、地域の発展と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第 2 条 市及び J A F 茨城支部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- （1）安全・安心な暮らしに関すること。
 - （2）交通安全対策に関すること。
 - （3）観光振興に関すること。
 - （4）環境対策に関すること。
 - （5）前各号に掲げるもののほか、市及び J A F 茨城支部が必要と認める事項に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項に係る連携及び協力の具体的内容は、市及び J A F 茨城支部が協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第 3 条 市及び J A F 茨城支部は、この協定に基づく取組の実施に際して知り得た情報を第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に他の当事者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定の有効期間が満了する 1 月前までに、市又は J A F 茨城支部が何らの申出をしないときは、協定を 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第 5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に関して疑義が生じたときは、市及び J A F 茨城支部が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、市及び J A F 茨城支部が記名・押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 8 月 20 日

茨城県水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号
水戸市
水戸市長 高 橋 靖

茨城県水戸市笠原町 1248
一般社団法人日本自動車連盟茨城支部
支部長 幡 谷 史 朗